

2 訪問入浴介護サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	
種類	項目			
12	1111	訪問入浴	看護職員1人及び介護職員2人	
12	1112	訪問入浴・部分浴	〇〇単位	浴拭又は部分浴のとき × 〇〇%
12	1121	訪問入浴・介護職員のみ		介護職員3人の場合
12	1122	訪問入浴・介護職員のみ・部分浴		浴拭又は部分浴のとき × 〇〇%
12	8000	特別地域訪問入浴介護加算	特別地域訪問入浴介護加算	所定単位数の 〇〇%加算

3 訪問看護サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				
種類	項目						
13	1111	訪問看護1	イ 指定訪問看護ステーション	(1)30分未満			
13	1112	訪問看護1・夜朝		〇〇単位	夜間早朝の場合 〇〇%加算		
13	1113	訪問看護1・深夜			深夜の場合 〇〇%加算		
13	1121	訪問看護1・准看		准看護師の場合	× 〇〇%		
13	1122	訪問看護1・准看・夜朝				夜間早朝の場合 〇〇%加算	
13	1123	訪問看護1・准看・深夜		深夜の場合 〇〇%加算			
13	1211	訪問看護2		(2)30分以上1時間未満	〇〇単位		
13	1212	訪問看護2・夜朝				夜間早朝の場合 〇〇%加算	
13	1213	訪問看護2・深夜				深夜の場合 〇〇%加算	
13	1221	訪問看護2・准看				准看護師の場合	× 〇〇%
13	1222	訪問看護2・准看・夜朝					
13	1223	訪問看護2・准看・深夜				深夜の場合 〇〇%加算	
13	1311	訪問看護3	(3)1時間以上1時間30分未満	〇〇単位			
13	1312	訪問看護3・夜朝			夜間早朝の場合 〇〇%加算		
13	1313	訪問看護3・深夜			深夜の場合 〇〇%加算		
13	1321	訪問看護3・准看			准看護師の場合	× 〇〇%	
13	1322	訪問看護3・准看・夜朝					夜間早朝の場合 〇〇%加算
13	1323	訪問看護3・准看・深夜			深夜の場合 〇〇%加算		
13	2111	訪問看護4	ロ 病院又は診療所	(1)30分未満			
13	2112	訪問看護4・夜朝		〇〇単位	夜間早朝の場合 〇〇%加算		
13	2113	訪問看護4・深夜			深夜の場合 〇〇%加算		
13	2121	訪問看護4・准看		准看護師の場合	× 〇〇%		
13	2122	訪問看護4・准看・夜朝				夜間早朝の場合 〇〇%加算	
13	2123	訪問看護4・准看・深夜		深夜の場合 〇〇%加算			
13	2211	訪問看護5		(2)30分以上1時間未満	〇〇単位		
13	2212	訪問看護5・夜朝				夜間早朝の場合 〇〇%加算	
13	2213	訪問看護5・深夜				深夜の場合 〇〇%加算	
13	2221	訪問看護5・准看				准看護師の場合	× 〇〇%
13	2222	訪問看護5・准看・夜朝					
13	2223	訪問看護5・准看・深夜				深夜の場合 〇〇%加算	
13	2311	訪問看護6	(3)1時間以上1時間30分未満	〇〇単位			
13	2312	訪問看護6・夜朝			夜間早朝の場合 〇〇%加算		
13	2313	訪問看護6・深夜			深夜の場合 〇〇%加算		
13	2321	訪問看護6・准看			准看護師の場合	× 〇〇%	
13	2322	訪問看護6・准看・夜朝					夜間早朝の場合 〇〇%加算
13	2323	訪問看護6・准看・深夜			深夜の場合 〇〇%加算		
13	1231	訪問看護7	指定訪問看護ステーションの 理学療法士又は作業療法士の場合	〇〇単位			
13	1232	訪問看護7・夜朝			夜間早朝の場合 〇〇%加算		
13	1233	訪問看護7・深夜			深夜の場合 〇〇%加算		
13	8000	特別地域訪問看護加算	特別地域訪問看護加算	所定単位数の 〇〇%加算			
13	3100	緊急時訪問看護加算1	緊急時訪問看護加算	指定訪問看護ステーション 1月につき 〇〇単位加算			
13	3200	緊急時訪問看護加算2	緊急時訪問看護加算	医療機関 1月につき 〇〇単位加算			
13	4000	特別管理加算	特別管理加算	1月につき 〇〇単位加算			
13	7000	ターミナルケア加算	ターミナルケア加算	死亡月につき 〇〇単位加算			

4 訪問リハビリテーションサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	
種類	項目			
14	1111	訪問リハビリ	理学療法士又は作業療法士が行った場合	〇〇単位

5 居宅療養管理指導サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	
種類	項目			
31	1141	居宅療養管理指導Ⅰ	イ 医師又は歯科医師 が行う場合 (月2回限度)	(1)(2)以外の場合 ○○単位
31	1142	居宅療養管理指導Ⅱ		(2)様たきり老人在宅総合診療料を算定する利用者に対して行った場合 ○○単位
31	1211	居宅療養管理指導Ⅰ.1	イ 医師又は歯科医師 が行う場合 (月2回限度)	(1)(2)以外の場合 (一)初回の場合 ○○単位
31	1212	居宅療養管理指導Ⅰ.2		(二)2回目の場合 ○○単位
31	1213	居宅療養管理指導Ⅱ.1	イ 医師又は歯科医師 が行う場合 (月2回限度)	(2)様たきり老人在宅総合診療料を算定する利用者に対して行った場合 (一)初回の場合 ○○単位
31	1214	居宅療養管理指導Ⅱ.2		(二)2回目の場合 ○○単位
31	122	薬剤師居宅療養管理指導	ロ 薬剤師が行う場合	特別な薬剤の投薬が行われている利用者に対して行った場合 + ○○単位
31	1221	薬剤師居宅療養管理指導Ⅰ		(1)医療機関の薬剤師の場合 (月2回限度) ○○単位
31	1222	薬剤師居宅療養管理指導Ⅰ.特薬		特別な薬剤の場合 + ○○単位
31	1223	薬剤師居宅療養管理指導Ⅱ		(2)薬局の薬剤師の場合 (月4回限度) (一)初回の場合 ○○単位
31	1224	薬剤師居宅療養管理指導Ⅱ.特薬		特別な薬剤の場合 + ○○単位
31	1225	薬剤師居宅療養管理指導Ⅱ.2		(二)2回目以降の場合 ○○単位
31	1226	薬剤師居宅療養管理指導Ⅱ.2.特薬	特別な薬剤の場合 + ○○単位	
31	1131	管理栄養士居宅療養管理指導	ハ 管理栄養士が行う場合(月2回限度)	○○単位
31	124	歯科衛生士等居宅療養管理指導	ニ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回限度)	○○単位
31	1241	歯科衛生士等居宅療養管理指導Ⅰ		(1)初回の場合 ○○単位
31	1242	歯科衛生士等居宅療養管理指導Ⅱ	(2)2回目以降の場合 ○○単位	